第2章 秋田県の取組み

第1節 市町村合併の概要

1 市町村合併のねらい

市町村合併は、次のような時代の要請に応えるために、基礎自治体である市町村の行 財政基盤を強化する必要があり、全国において推進された。

- 地方分権により、市町村の役割が重要になっている。
- ・ 本格的な少子高齢社会に対処できる市町村が求められている。
- ・ 広域的な行政需要が増えてきている。
- 行政改革の推進に対処することが求められている。
- 昭和の大合併以後の時代の変化

2 県の合併推進策と合併進展の経緯

「合併特例法の改正」や「市町村合併の推進についての指針」等、平成11年度から始まった国の市町村合併推進の動きに歩調を合わせ、本県としても合併特例法の期限内での合併を目指して様々な推進策を講じた。

平成11年度には県民意識調査を行い、「21世紀のまちづくり研究報告書」中で5つの合併パターンを公表し、各市町村や県民から多くの反響があったが、平成12年度以降も合併パターンの例示や広報活動、知事による「合併トーク」や民間を対象とした「出前講座」など合併気運の醸成に力を注いだ。

また、平成12年度の「合併支援要綱」策定、平成13年度の「秋田県合併支援本部」設置及び「市町村合併支援プラン」策定等により、合併推進に向けた県の支援体制も整えた。

平成14年度からは市町村合併支援室を設置したほか、合併後のまちづくりをサポートするための合併市町村特例交付金制度を平成16年度に創設するなど、包括的に合併を推進した結果、従来の69市町村が平成17年度末には25市町村となり、63.8%という全国でもトップクラスの減少率となった。

資料「市町村合併における主な県の施策一覧」

第2節 市町村合併に向けた県の取組み

1 21世紀の広域的まちづくり研究(報告書)

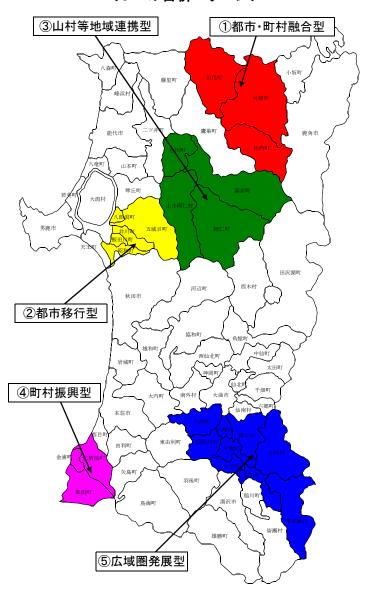
(1) 趣旨

県では「21世紀の広域的まちづくり研究」として、市町村の経営に携わっている首長・議員等や一般県民の合併に関する意識をしっかりと把握しておく必要があると考え、 平成11年7月に「市町村合併に関する意識調査」を実施した。

その後、条件の異なる合併のモデル地域をいくつか選定して、具体的なメリットや課題を予測するなどし、その成果等を関連情報とあわせて県民に提供しようとすることから、平成12年3月に「21世紀の広域的まちづくり研究報告書」を作成し、5つの合併パターンを公表した。

また、この中で合併を含めた地域のあり方に関する議論の参考として、合併に関する 県民意識調査、生活圏や事務の共同処理に関する調査等の結果から、「広域的なまとま りのある地域(11地域)」と「特に結びつきの強い地域(10地域)」を例示した。

く5つの合併パターン>



(2) 合併パターン

① 都市·町村融合型(大館市·田代町·比内町)

市町村	10	面積(密度)		産業	構造(勍	【業者人	. 🗆)	
ויף נש נוו	人口	km (人) [1次		2次		3次	
大館市	68,042	401.54	169.5	3,174	9.6%	9,868	29.7%	20.152	60.7%
田代町	8,437	306.77	27.5	715	16.3%	1,766	40.4%	1,889	43.2%
比内町	12,706	205.39	61.9	1,119	17.7%	2,527	39.9%	2,679	42.3%
計	89,185	913.70	97.6	5,008	11.4%	14,161	32.3%	24,720	56.3%

市町村	歳出	経常収支	公債費	職員数	議員数	主	な地域指定	
111 0 1 41	(百万円)	比率	負担比率	和以貝 女X	就貝欽	過疎	豪雪	山村
大館市	26,996	87.3%	13.2%	505	28			0
田代町	5,483	79.6%	14.7%	112	18			
比内町	5.744	82.1%	12.8%	124	20	0		
計	38,223			741	66			

- 注1 「人口」は、平成10年3月31日の住民巻本台帳の人口である。ただし、「産業構造」の 就業者人口は平成7年の国勢調査によるものである。
 - 2 「歳出」、「経常収支比率」及び「公债費負担比率」は平成9年度決算(普通会計)に基づくものである。
 - 3 「職員数」及び「議員数」は、平成10年4月1日現在のものである。
 - 4 「主な地域指定」欄における「過疎」は過疎地域活性化特別措置法、「意雷」は意雷地域対 策特別措置法(特別蒙雪地帯)、「山村」は山村振興法の適用の有無を意味する。
 - 5 1から4までは、他の合併効果等予測地域においても同じである。

1 地域の概況

3市町村合わせた面積は約900k㎡と広く、人口は約8万9千人となっている。中央部を米代川が貫流し、これと支流の長木川、下内川、犀川、早口川、岩瀬川等の流域に集落を成している。また、圏域の8割近くは林野で、3市町ともに振興山村地域に指定されており、特に北部一帯は良質な秋田杉・特用林産物の主要産地となっている。奥羽山脈、出羽丘陵及び北部高山地帯に囲まれた積雪寒冷地帯であり、田代町及び比内町は特別豪雪地帯にも指定されている。この2町は、人口の減少や高齢化も著しく、過疎地域にもなっている。

鉄道は、JR奥羽線が田代町(1駅)と大館市(4駅)を花輪線が大館市(3駅)と比内町(1駅)を走っている。道路は、国道7号線、285号線、103号線等が通り、3市町を結んでいる。また、平成元年から本線工事に着手している大館西道路は、大館南IC・国道7号間が平成10年12月に供用開始している。

2 住民等の意識

(1) 合併の必要性

【一般住民】

・大館市及び田代町は合併不要派が検討派を若干上回っており、特に、比内町は不要派が55%で 検討派の30%を大幅に上回っている。

【行政関係者等】

・3市町いずれも検討派が80%を超えている。「合併の必要がある」だけでも、大館市が47%、 比内町が42%と高く、田代町においても31%となっている。

(2) 市町村間の親近度

【一般住民】

・大館市と田代町、大館市と比内町は相互に50%を超えている。田代町と比内町は相互に40%を

超えている。

【行政関係者等】

・3市町は、相互に80%を超えている。

3 行政の連携

【事務の共同処理】

- ・当該3市町のみで、広域市町村圏組合を構成し、消防、し尿・ゴミ処理、斎場等の事務を共同 処理している。
- ・介護保険事務(介護認定審査会事務)についても、広域市町村圏組合で対応することとしている。

【行政計画等】

- ・ゴミ処理広域化計画も、当該3市町のみのブロックとなっている。
- ・2次医療圏、老人保健福祉圏等は、鹿角市及び小坂町を含めた同一圏に属し、また、3市町とも「米代川流域地方拠点都市地域」に該当している。

4 生活圏

・全般的に田代町及び比内町の大館市に対する依存度が高い。

5 行政機関等の管轄等

【主な行政機関】

- ・北秋田地方部に、当該3市町の区域に係る事務を分掌する組織として「大館地区総合事務所」 が置かれている。
- ・「大館保健所」は、当該3市町と鹿角市及び小坂町を管轄しているが、鹿角市及び小坂町に係る事務を分掌するものとして「鹿角支所」が置かれており、3市町は本所扱いとなっている。
- ・「大館警察署」は、当該3市町のみを管轄している。
- ・ 県税事務所、福祉事務所及び農林事務所は、大館市及び北秋田郡町村をひとつとして管轄している。
- ・「秋田法務局大館支局」は北鹿地域及び北秋田郡全体を管轄しているが、当該3市町のみ本支 局扱いとなっている(他の市町村は出張所扱いである。)。また、「大館職業安定所」も大館 市及び北秋田郡を管轄しているが、当該3市町のみ本所扱いとなっている。
- ・「大館周辺広域消防本部」は、当該3市町のみを管轄している。

【主な公共的団体】

- ・農協は、「あきた北農協」が当該3市町のみを管轄している。
- ・森林組合は、「大館比内森林組合」が大館市及び比内町を、「田代森林組合」が田代町のみを 管轄している。
- ・青年会議所は、「大館青年会議所」が当該3市町のみを管轄している。
- ・「大館商工会議所」は花矢地区以外の大館市を、「花矢商工会」は同市の旧花矢町地区のみを 管轄している。田代町及び比内町は、それぞれ町単位に商工会が設置されている。
- ・社会福祉協議会は、市町単位に置かれている。

6 歴史的経緯

- ・昭和30年、大館市の旧上川沿村の一部の比内町への分離問題が発生している(不成立)。
- ・昭和42年、花矢町が大館市に編入されている。

7 その他

- ・大館市及び比内町は、それぞれ病院を経営している(それぞれ505床、150床)。
- ・平成9年、日本青年会議所は当該3市町の「大館市」構想を提言している。

② 都市移行型 (五城目町・八郎潟町・井川町・飯田川町・昭和町)

		- 1± /			AUG.	H+ 14 / -	D 384 IV I		
市町村	人口		密度)		産業	構造(別	<u>t業者人</u>	<u>(U)</u>	
113-313		kni (人)	1	次	2	次	3	次
五城目町	13,346	214.94	62.1	809	12.1%	2,745	41.1%	3,116	46.6%
八郎潟町	7,756	17.03	455.4	369	9.6%	1,412	36.8%	2,054	53.5%
井 川 町	6,182	47.95	128.9	501	15.6%	1,381	43.1%	1,322	41.2%
飯田川町	5,155	15.80	326.3	268	10.6%	1,029	40.8%	1,224	48.6%
昭和町	9,126	40.65	224.5	577	12.3%	1,787	38.2%	2,318	49.5%
dž	41,565	336.37	123.6	2,524	12.1%	8,354	39.9%	10,034	48.0%

市町村	歳出	経常収支	公債費	世 8 米	職員数 議員数 🗽		な地域指	定
(L) m) 4-)	(百万円)	比率	負担比率	100 貝 600	就具数	過疎	豪雪	山村
五城目町	6,239	84.3%	17.8%	204	22	0		0
八郎潟町	4,014	79.6%	9.8%	70	18			
井 川 町	3,948	78.1%	21.0%	85	16			0
飯田川町	2,829	79.3%	10.1%	66	16			
昭和町	3,992	83.7%	15.4%	103	20			
dž	21,022			528	92			

1 地域の概況

八郎湖の東側に位置し、5町合わせても面積は336kmと比較的小さいが(その6割以上を五城目町が占める。)、人口は4万人を超える。東部は出羽丘陵が連なり、山林も多いが、八郎湖東岸は平坦地が続いている。

鉄道は、JR奥羽線が各町を南北に貫き、五城目町を除く4町に駅がひとつづつ設置されている。これと国道7号線が併走しているほか、285号線が井川町及び五城目町を通っている。東北横断道が既に昭和町まで北上し、同町に昭和男鹿半島ICが設置されている。

2 住民等の意識

(1) 合併の必要性

【一般住民】

・井川町が、合併不要派が検討派を若干上回っているが、他の4町は、合併検討派が不要派を大幅に上回っている。

【行政関係者等】

・5町とも、合併検討派が不要派を大幅に上回っており、五城目町及び井川町においては、合併 検討派が100%となっている。

(2) 市町村間の親近度

【一般住民】

・昭和町の五城目町・八郎潟町に対する親近度及び飯田川町の五城目町・八郎潟町に対する親近 度は、いずれも30%未満であるが、それ以外の相互関係はすべて40%を超え、中でも八郎潟町 と五城目町は相互に50%を超えている。

【行政関係者等】

・飯田川町と昭和町の2町は相互に60%を超え、八郎潟町、五城目町、飯田川町及び井川町の4町 も相互に50%を超えている。

3 行政の連携

【事務の共同処理】

- ・この地域は、広域市町村圏組合が設置されておらず、各事務毎に一部事務組合が設置されているが、秋田市及び男鹿市と当該5町を含む周辺町村で、広域市町村圏計画の策定等を目的とした地方自治法に基づく協議会を設置している。
- ・当該5町のうち、五城目町を除く4町で消防事務組合を、五城目町及び八郎潟町を除く3町でご み処理の組合を、八郎潟町及び井川町でし尿処理の組合を、昭和町及び飯田川町で中学校運営 の組合をそれぞれ設置している。
- ・八郎潟町は、若美町及び大潟村とゴミ処理組合を設置している。
- ・介護保険事務については、当該5町を含む南秋田郡で介護認定審査会を共同設置している。

【行政計画等】

- ・ゴミ処理広域化計画も、当該5町を含む南秋田郡町村と男鹿市のブロックとなっている。
- ・2次医療圏、老人保健福祉圏等は、秋田市、男鹿市、当該5町を含む南秋田郡及び河辺郡をひと つとしたものになっている。
- ・当該5町のうちの昭和町及び飯田川町と秋田市及び天王町の4市町の間に都市計画区域がある。

4 生活圏

・全体としては秋田市に対する依存度が高いが、買い物や通院の面では5町の相互依存の関係も 認められる。

5 行政機関等の管轄等

【主な行政機関】

- ・県の出先機関のほとんどが、秋田市、男鹿市、南秋田郡及び河辺郡をひとつとして管轄しているが、警察署は、「五城目警察署」が当該5町と大潟村を管轄している。
- ・「秋田法務局五城目出張所」は当該5町を管轄している。
- ・消防本部は、「湖東地区消防本部」が当該5町のうち五城目町以外の4町村を管轄し、五城目町 は単独設置となっている。

【主な公共的団体】

- ・農協は、「あきた湖東農協」が当該5町のうち八郎潟町以外の4町を、「八郎潟町農協」は八郎 潟町のみを管轄している。
- ・森林組合は、「五城目町森林組合」が当該5町のうち五城目町及び八郎潟町を、「湖東森林組合」がそれ以外の3町を管轄している。
- ・青年会議所は、「あきた湖東青年会議所」が当該5町のみを管轄している。
- ・商工会及び社会福祉協議会は、町村毎に設置されている。

6 歴史的経緯

- ・昭和31年、八郎潟町の旧面潟村の一部が五城目町に編入されている。また、五城目町の旧大川村の一部の八郎潟町への分離問題が発生している(不成立)。
- ・昭和32年、飯田川町は、昭和32年新市町村建設促進法に基づき井川村との合併を勧告されているが、受諾していない。

・昭和17年、豊川村、大久保町及び飯田川町が合併し、昭和町が誕生したが、昭和25年には3町村が分離し、旧大久保町だけが昭和町の名を残した。同町は、昭和30年、金足村の一部を編入し、更に昭和31年には再び豊川村と合併している。なお、昭和31年には、秋田市の旧金足村の一部の昭和町への分離問題も発生している(不成立)。

7 その他

- ・行政関係者や青年会議所によって、当該5町合併の「湖東市構想」が提唱されたことがある。
- ・平成9年、日本青年会議所は、秋田市、男鹿市、南秋田郡及び河辺郡を含む「秋田市」構想を 提言している。

③ 山村等地域連携型(合川町·森吉町·上小阿仁村·阿仁町)

市町村	1.0	面積(密度)		産業構造 (就業者人口)					
(1) m) (v)	人口	km [†] (人)	1.	次	2.	次	3.	次
合 川 町	8,469	112.80	75.1	940	22.7%	1,589	38.3%	1,616	39.0%
森吉町	8,253	341.88	24.1	630	15.2%	1,741	42.0%	1,772	42.8%
上小阿仁村	3,651	256.82	14.2	371	21.6%	664	38.6%	685	39.8%
阿仁町	4,810	371.92	12.9	489	21.1%	897	38.6%	930	40.1%
計	25,183	1,083.42	23.2	2,430	19.7%	4,891	39.7%	5,003	40.6%

Г	=	阿木	t	歳出	経常収支	公債費	職員数	数議員数違法		な地域指	
L	''	.1 ال دا	1	(百万円)	比率	負担比率	柳、只女	mx 只 xx	過疎	豪雪	山村
	合	Ш	⊞Ţ	5,590	84.1%	16.6%	109	18	0		\circ
	森	吉	⊞Ţ	6,705	81.9%	16.8%	114	18	0	0	0
	上小	啊化	二村	3,583	79.6%	14.0%	96	14	0	0	
	நி	仁	⊞Ţ	4,821	79.6%	16.0%	117	16	0	0	0
		計		20,699			436	66			

1 地域の概況

4町村合わせた面積は約1,000kmと広大であるが、人口は約2万5千人と少ない。米代川の支流沿いに平地が開けているが、全体としては山地が多く、4町とも振興山村地域に指定されている。また、いずれも人口減少や高齢化が顕著で、過疎地域に指定されているほか、積雪寒冷地帯であり、合川町を除く3町が特別豪雪地帯に指定されている。南部に、森吉山、太平山の二つの県立自然公園を抱えるなど、観光資源に恵まれている。

鉄道は、鷹巣町と角館町を結ぶ秋田内陸線が、南北に合川町(3駅)、森吉町(4駅)及び阿仁町(9駅)を縦貫している。道路は、秋田市への短絡道としての国道285号線が森吉町、合川町及び上小阿仁村を、鷹巣町と県南部を結ぶ国道105号線が森吉町及び阿仁町を通っている。また、合川町及び森吉町と鷹巣町の境付近に大館能代空港(所在地は鷹巣町)が平成10年7月に開港しており、空港へのアクセス道路もほぼ整備されている。

2 住民等の意識

(1) 合併の必要性

【一般住民】

・森吉町を除く3町村は、合併検討派が50%を超え、不要派を大幅に上回っている。森吉町も検 討派が42%で、不要派の36%を上回っている。

【行政関係者等】

・合併検討派が森吉町で80%を超え、阿仁町、合川町及び上小阿仁村においても50%を超えている。

(2) 市町村間の親近度

【一般住民】

・4町村は相互に50%を超えている。なお、鷹巣町と合川町は相互に50%を超えているが、鷹巣町と他の3町相互は40%程度に止まっている。

【行政関係者等】

・4町村は相互に70%を超えている。なお、鷹巣町の4町村に対する親近度は50%を超えている

が、森吉町の鷹巣町に対する親近度は30%台に止まっている。

3 行政の連携

【事務の共同処理】

- ・当該4町村と鷹巣町で広域市町村圏組合を構成し、消防、ゴミ処理、老人福祉施設やスポーツ 施設の管理運営、工業団地導入等の幅広い事務を共同処理している。また、同じ構成で、病院 事業を行う組合や高校の運営を行う組合を設けている。
- ・森吉町、合川町及び上小阿仁村の3町村のみで、火葬場及び粗大ゴミ最終処分場を運営する組合を設けている。
- ・当該4町村及び鷹巣町に山本郡の二ツ井町及び藤里町が加わり、し尿処理の組合を設けている。
- ・当該4町村のみにより介護認定審査会を共同設置している(鷹巣町は単独対応)。

【行政計画等】

- ・ゴミ処理広域化計画は、当該4町村と鷹巣町によるブロックとなっている。
- ・2次医療圏、老人保健福祉圏等は、当該4町村と鷹巣町が同一圏に属している。
- ・森吉町及び阿仁町は「米代川流域地方拠点都市地域」に該当しているが、阿仁町及び上小阿仁 村は当該地域から外れている。

4 生活圏

・買い物においては、当該4町村の大館市に対する依存度が高いが、通学や通院では、4町村間の 依存関係や4町村の鷹巣町に対する依存関係も認められる。特に通院で、鷹巣町及び森吉町に 対する他の3町村の依存度が高い。

5 行政機関等の管轄等

【主な行政機関】

- ・県の出先機関のほとんどが、当該4町村と鷹巣町又はこれを越える地域を単位として管轄しているが、「森吉警察署」は当該4町村のみを管轄している。
- ・「秋田法務局大館支局森吉出張所」は森吉町、阿仁町及び上小阿仁村の3町を管轄しており、 合川町は鷹巣町とともに「鷹巣出張所」の管轄となっている。
- ・「鷹巣阿仁広域消防本部」は、当該4町村と鷹巣町を管轄している。

【主な公共的団体】

- ・農協は、「あきた北央農協」が4町村のみを管轄している(鷹巣町は単独農協)。
- ・森林組合は、「北秋田森林組合」が合川町及び上小阿仁村と鷹巣町を、「阿仁森吉森林組合」 が森吉町及び阿仁町を管轄している。
- ・青年会議所は、「阿仁鷹巣青年会議所」が当該4町村と鷹巣町を管轄している。
- ・商工会及び社会福祉協議会は、町村単位に置かれている。

6 歴史的経緯

- ・昭和32年鷹巣町の旧七日市村の一部の森吉町への分離問題が発生している(不成立)。
- ・上小阿仁村は、昭和32年に新市町村建設促進法に基づき森吉町及び阿仁町との合併を勧告されているが、受諾しておらず、同村は明治22年の町村制施行以来合併を経験していない。

7 その他

- ・阿仁町が病院事業を経営しているほか (75床)、同町及び鷹巣町を含む鷹巣阿仁の5町村による組合で公立米内沢総合病院を経営している (277床)。
- ・平成8年、各町議会OB等で構成する「鷹巣阿仁広域合併を考える会」による鷹巣町を含めた 5町村の合併を探る動きが見られた。
- ・平成8年、「鷹巣阿仁青年会議所」が鷹巣町を含めた5町村の住民を対象に合併に関するアンケート調査を実施している。
- ・平成9年、日本青年会議所は鷹巣町と当該5町を含めた「鷹巣阿仁市」を提言している。

④ 町村振興型(仁賀保町·金浦町·象潟町)

市町村	٦	面積(密度)		産業構造 (就業者人口)					
اربا السرااء	_ ^	kmi (人)		1次		2次		3次	
仁賀保町	12,260	98.51	124.5	688	10.4%	3,573	54.0%	2,346	35.5%
金浦町	5,228	18.08	289.2	395	13.8%	1,354	47.2%	1,115	38.9%
象 潟 町	13,688	124.02	110.4	816	11.1%	3,692	50.3%	2,823	38.5%
計	31,176	240.61	129.6	1,899	11.3%	8,619	51.3%	6,284	37.4%

市町村	歳出	経常収支	公債費	斯吕 数	職員数 議員数		な地域指	定
الله (۱۱)	(百万円)	比率	負担比率	柳如 貝 女X	或貝欽	過疎	豪雪	山村
仁賀保町	6,419	74.6%	8.6%	119	18			
金 浦 町	3,371	71.6%	8.5%	67	14			
象潟町	7,973	75.8%	15.8%	136	20			
計	17,763			322	52			

1 地域の概況

この地域は、面積が240kmとコンパクトで、人口は約3万1千人となっている。秋田県の南西端に位置し、南(象潟町)は山形県と接している。日本海沿岸部は暖流による温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、漁業と稲作を中心とした農業が行われている。また、東部は鳥海山及びその丘陵である鳥海高原を成している。この地域は、従来、農業等を基幹産業としていたが、TDKを中心とした電子機器産業がいわば地場産業として定着し、地域経済に大きな影響を持つようになっており、県内には珍しく2次産業の比率(就業者人口)が50%を超えている。

鉄道は、JR羽越本線が仁賀保町(1駅)、金浦町(1駅)及び象潟町(3駅)の海岸部を南北に 縦走し、また、国道7号線が海岸部を羽越本線と併走している。

2 住民等の意識

(1) 合併の必要性

【一般住民】

・仁賀保町・金浦町は、合併検討派がそれぞれ67%、75%と高く、象潟町も合併検討派が不要派を上回っている。

【行政関係者等】

・象潟町は合併検討派が100%であり、仁賀保町・金浦町も80%を超えている。

(2) 市町村間の親近度

【一般住民】

・仁賀保町及び金浦町のそれぞれ他の2町に対する親近度は80%を超え、象潟町の他の2町に対する親近度も60%を超えている。

【行政関係者等】

・当該3町は、相互に70%を超えており、特に金浦町の他の2町に対する親近度は100%となっている。

3 行政の連携

【事務の共同処理】

・当該3町を含む由利郡町村と本荘市の11市町村で広域市町村圏組合を構成し、し尿処理、ゴミ

処理、老人福祉施設の運営のほか、情報処理等の事務も共同処理している。

- ・当該3町のみで、消防事務の組合及び塵芥処理・公共下水道事務の組合を設置している。特に、県内で公共下水道事務を共同処理しているのは当該3町のみであり、終末処理場が金浦町に設置され、3町が下水管渠で結ばれてる。
- ・介護保険事務(認定審査会事務)については、仁賀保町が広域市町村圏組合に委託し、金浦町 及び象潟町は同組合で共同処理することになっており、実質的には3町とも同組合を利用する ことになる。

【行政計画等】

- ・ゴミ処理広域化計画は、当該3町を含む由利郡町村と本荘市11市町村のブロックとなっている。
- ・2次医療圏、老人保健福祉圏域等も、当該3町を含む由利郡町村と本荘市をひとつとした圏域となっている。

4 生活圏

・3町とも、全般的に本荘市に対する依存度が高いが、通学・通院・買物では、3町間の依存関係も認められる。

5 行政機関等の管轄等

【主な行政機関等】

- ・県の出先機関のほとんどが、当該3町を含む由利郡町村と本荘市をひとつとして管轄しているが、「象潟警察署」は、3町のみを管轄している。
- ・「秋田法務局本荘支局象潟出張所」は、当該3町のみを管轄している。
- ・「仁賀保地区消防本部」は、当該3町のみを管轄している。

【主な公共的団体等】

- ・農協は、「秋田しんせい農協」が当該3町を含む由利郡町村と本荘市を管轄している。
- ・森林組合は、「本荘由利森林組合」が当該3町を含む由利郡町村と本荘市を管轄している。
- ・漁協は、「秋田県南部漁協」が当該3町と本荘市、岩城町及び西目町の漁業者を組合員としている。
- ・青年会議所は、「由利本荘青年会議所」が当該3町を含む由利郡町村と本荘市を管轄している。
- ・商工会及び社会福祉協議会は町単位に置かれている。

6 歴史的経緯

- ・金浦町は、昭和32年、新市町村建設促進法に基づき象潟町との合併を勧告されているが、これを受諾せず、同町は明治22年の町村制施行以来合併を経験していない。
- ・昭和32年、仁賀保町の旧小出村の一部の金浦町への分離問題が発生している(不成立)。

7 その他

- ・3町とも、水道事業のほかガス事業も経営している。
- ・平成11年に、合併も視野に入れた3町の担当職員レベルの研究会が設置されている。
- ・これまで、3町等の議会議員による合併に関する勉強会が断続的に開催されている。

- ・平成10年に、3町の議会に商工会から広域行政の推進を求める陳情がなされ、いずれにおいて も採択されている。
- ・工業関係者により、3町に西目町を加えた「由利沿岸4町合併構想」が提唱されたことがある。
- ・平成9年に、象潟町が町民に対し合併に関するアンケートを実施している。
- ・平成9年に、日本青年会議所が本荘市及び由利郡の町を含めた「由利本荘市」構想を提言している。

⑤ 広域圏発展型(横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・ 大雄村・東成瀬村)

市町村	人口	面積(密度)	産業構造(就業者人口)					
ابل السراا	ΛЦ	km (人)		1 次		2次		3次	
横手市	41,109	110.57	371.8	2,326	11.3%	5,224	25.3%	13,060	63.3%
増田町	9,504	74.21	128.1	1,060	21.5%	1,839	37.3%	2,023	41.0%
平鹿町	15,717	63.37	248.0	2,653	32.0%	2,452	29.6%	3,187	38.4%
雄物川町	12,103	73.60	164.4	1,834	29.6%	2,118	34.2%	2,243	36.2%
大森町	8,434	102.23	82.5	912	21.6%	1,564	37.1%	1,742	41.3%
十文字町	14,979	37.80	396.3	1,611	20.9%	2,615	34.0%	3,476	45.1%
山内村	4,946	205.68	24.0	701	26.9%	954	36.6%	949	36.4%
大 雄 村	6,194	26.13	237.0	879	27.0%	1,129	34.7%	1,241	38.2%
東成瀬村	3,498	203.57	17.2	365	20.5%	851	47.9%	560	31.5%
計	116,484	897.16	129.8	12.341	20.7%	18.746	31.5%	28,481	47.8%

市町村	歳出	経常収支	公債費	職員数	議員数	主	定	
(L) (m) (L)	(百万円)	比率	負担比率	100 貝 数	裁貝級	過疎	豪雪	山村
横手市	16,732	84.8%	15.6%	306	26			
増田町	4,418	85.8%	22.0%	178	20	0		
平鹿町	7,266	81.7%	16.0%	163	22	0		
雄物川町	5,134	85.1%	16.7%	171	22	0	0	
大森町	7,258	79.9%	13.8%	157	18	0	0	0
十文字町	7,111	87.4%	12.5%	216	22			
山内村	4,482	84.8%	16.1%	134	16	0	0	0
大雄村	3,259	82.2%	14.3%	99	16			
東成瀬村	4,505	78.8%	37.4%	97	14	0	0	0
計	60,165			1,521	176			

1 地域の概況

横手平鹿圏域の8市町村に雄勝郡の東成瀬村を加えたこの地域の面積は約900km²と広く、人口も11万6千人となる。秋田県の東南端に位置し、岩手県及び宮城県と接している。東は奥羽山脈、西は出羽丘陵、中央はこれらに挟まれた横手盆地という構成になっており、奥羽山系に源を発する成瀬川や雄物川、横手川が地域を貫流し、特に中央部は肥沃な水田地帯が形成されている。6町村が過疎地域に、3町村が振興山村地域に指定されているほか、冬は積雪量が多く、5町村が特別豪雪地帯に指定されている。

鉄道はJR奥羽線が横手市(2駅)、平鹿町(1駅)及び十文字町(1駅)を縦走しているほか、 北上線が横手市及び山内村(5駅)を通っている。また、国道13号線がこれと併走し、107号線が雄 物川町、平鹿町、横手市及び山内村を東西に貫き、十文字町で国道13号線と連結している342号線 が増田町及び東成瀬村を通っている。更に、東北横断自動車道(秋田自動車道)、これと横手で接 続する横手湯沢道路といった高速道路網(ICは横手及び十文字)が整備されている。

2 住民等の意識

(1) 合併の必要性

【一般住民】

・合併不要派が合併検討派を上回っているのは、大雄村のみとなっている。

【行政関係者等】

・いずれの市町村においても、合併検討派が合併不要派を大幅に上回っている。

(2) 市町村間の親近度

【一般住民】

- ・横手市と平鹿郡町村との広域合併を望むものが横手市で60%、郡全体で58%となっている。
- ・東成瀬村は雄勝郡に属するが、増田町及び十文字町に対する親近感はいずれも70%となっている。なお、湯沢市と雄勝郡町村の広域合併を望むものが雄勝郡町村全体で56%と高いが、その中にあって東成瀬村は8%に止まっている。

【行政関係者等】

- ・横手市と平鹿郡町村との広域合併を望むものが横手市で50%、郡全体で40%となっている。
- ・東成瀬村の増田町及び十文字町に対する親近度はいずれも50%以上である。なお、湯沢市と 雄勝郡町村の広域合併を望むものが、雄勝郡町村全体で50%近いが、その中にあって東成瀬村 は皆無となっている。

3 行政の連携

【事務の共同処理】

- ・横手市と平鹿郡7町村で広域市町村圏組合を設置している。ただし、同組合の火葬場事務については、平鹿町、雄物川町、大森町及び大雄村は関わっていない。
- ・雄物川町、大森町及び大雄村は火葬場事務等の組合を設置している。
- ・東成瀬村は、他の雄勝郡町村及び湯沢市と広域組合を設置している。
- ・介護保険事務(認定審査会事務)については、横手市と平鹿郡町村が、湯沢市と東成瀬村を含む雄勝郡町村がそれぞれの広域市町村圏組合により対応することになっている。

【行政計画等】

- ・ゴミ処理広域化計画も、横手市と平鹿郡町村、湯沢市と東成瀬村を含む雄勝郡町村というそれ ぞれのブロックになっている。
- ・2次医療圏、老人保健福祉圏等も同様である。

4 生活圏

- ・平鹿郡町村の横手市に対する依存度が高い。
- ・東成瀬村は、通学や買い物、通院で、十文字町・増田町への依存度が高い。通院の面では湯沢 市に対する依存度も高い。

5 行政機関等の管轄等

【主な行政機関】

- ・県の出先機関のほとんどが、横手平鹿圏域、湯沢雄勝圏域を単位として管轄しているが(したがって、当該9町村の中では東成瀬村が別管轄となっている。)、「横手警察署」は横手市と平鹿郡の増田町及び十文字町以外の町村を、「増田警察署」が増田町及び十文字町と雄勝郡の稲川町、皆瀬村及び東成瀬村を管轄している。
- ・「秋田法務局横手支局」が横手市と増田町及び十文字町以外の平鹿郡の町村を、同「湯沢支 局」が増田町及び十文字町と湯沢市及び雄勝郡の町村を管轄している。
- ・税務署及び職業安定所は、横手平鹿、湯沢雄勝の各圏域単位の管轄となっている。
- ・消防本部も、横手平鹿、湯沢雄勝の各圏域単位の管轄となっている。

【主な公共的団体】

- ・農協は、「秋田ふるさと農協」が横手市と雄物川町を除く平鹿郡町村を、「おものがわ農協」が雄物川町を、「こまち農協」が東成瀬村を含む雄勝郡町村(羽後町の一部除く)と 湯沢市を管轄している。
- ・森林組合は、「平鹿広域森林組合」が横手市と平鹿郡町村(雄物川町の大沢地区を除く。) を、「雄勝広域森林組合」が雄物川町の大沢地区、東成瀬村を含む雄勝郡町村(雄勝町の秋の 宮地区を除く。)及び湯沢市を管轄している。
- ・青年会議所は、横手市及び平鹿郡町村を「横手青年会議所」が、東成瀬村を他の雄勝郡町村及 び湯沢市とともに「湯沢青年会議所」が管轄している。
- ・商工会議所・商工会及び社会福祉協議会は、それぞれ市町村毎に置かれている。

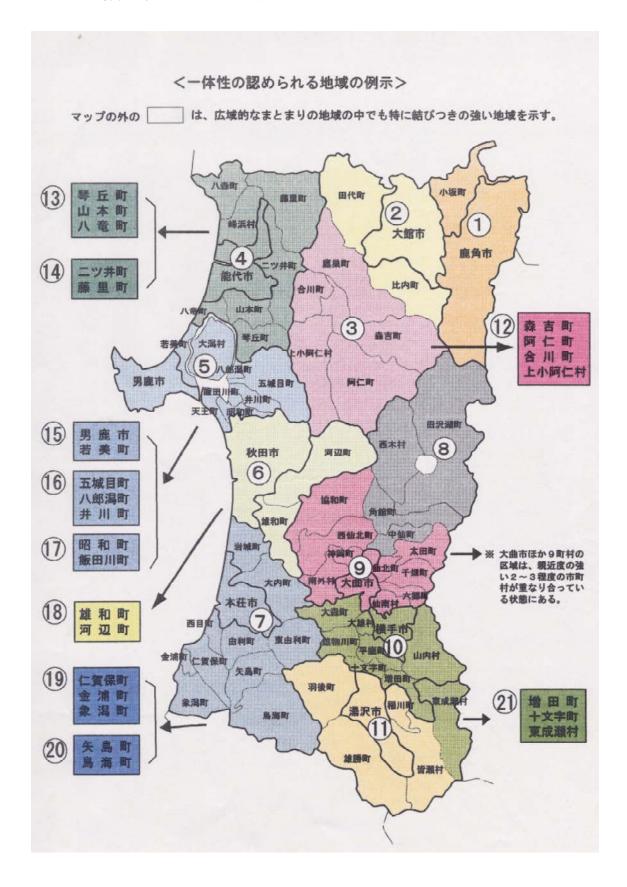
6 歴史的経緯

- ・横手平鹿地域は、昭和の合併がひととおり終了した後市町村間で区域の一部編入が頻繁に行われており(例えば、横手市と山内村、平鹿町と大雄村・雄物川町・十文字町、雄物川町と十文字町など)、更に他の郡等との区域の編入関係も認められる(例えば、横手市と仙南村、大雄村と大曲市、増田町と稲川町、大雄村と羽後町、大森町と大内町など)。
- ・東成瀬村は、昭和32年に新市町村建設促進法に基づき増田町との合併を勧告されているが、 これを受諾せず、同村は明治22年の町村制施行以来合併を経験していない。

7 その他

- ・横手青年会議所が、平成7年に「横手平鹿広域合併」を提言している。
- ・日本青年会議所が、平成9年に「横手平鹿市」構想を提言している。
- ・横手市及び大森町は、それぞれ病院を経営している(それぞれ260床、95床)。

(3) 一体性の認められる地域の例示



2 秋田県市町村合併支援要綱

平成11年度に実施した「21世紀の広域的まちづくり研究」の成果等を踏まえ、平成12年6月15日に「秋田県市町村合併支援要綱」を策定し、市町村合併に向けた地域の例示や支援等の方策をとりまとめたものとして公表した。

秋田県市町村合併支援要綱(本文)

(平成12年6月15日発表)

第1 要綱制定の趣旨

我が国においては、右肩上がりの経済の終焉、特にバブルの崩壊等を契機として、社会経済・行政システムのほころびが指摘されるようになり、今、21世紀に日本が再生を図り、大きな飛躍を遂げるための行財政改革、金融システム改革、規制緩和、地方分権等といった様々な改革が押し進められている。

そして、本県市町村も全国の市町村同様に、日常生活圏の広域化や高度情報化の進展、少子高齢化や過疎化の進行、更には地方分権の進展といった大きな潮流の中での自治体運営のあり方が問われており、今後、市町村が地域福祉や環境問題、地域経済の再生その他の重要政策課題に適切に対処していくためには、行財政改革や他の市町村との連携協力といった広域行政の推進もさることながら、市町村の枠組み自体を変える合併も視野に入れていく必要があると考える。

しかしながら、合併は、市町村のあり方の問題であり、最も「自治」が尊重されなければならないテーマであって、まずは市町村と住民が地域の現状や課題に関する情報を共有しながら、その是非を含め大いに議論をしていくことが重要である。

県としては、合併の議論に資する様々な情報を市町村や県民・地域に提供していくとともに、地域の取組みを積極的に支援していくこととしており、この要綱は、平成11年度において実施した「21世紀の広域的まちづくり研究」の成果等を踏まえ、そうした地域に提供すべき情報の例や地域の取組みを支援していくための方策等をとりまとめたものである。

この要綱を基本として、市町村や住民と連携をとりながら、県内各地域における「合併の是 非を含めた広範な議論」の展開を図ろうとするものである。

第2 市町村合併に関する議論が求められている背景等

- 1 市町村の地域の現況
- (1) 日常生活圏の広域化

本県の市町村の行政区域の原形は、ほぼ昭和30年代前半の「昭和の大合併」のときに作られたものであるが、その後の鉄道・道路といった交通基盤の整備やモータリゼーションの発達、商業・レジャー施設や公共施設の整備はめざましいものがあり、住民の日常生活圏は行政区域を越えて飛躍的に拡大している。

こうした日常生活圏の広域化は、住民の行政境界に対するこだわりを希薄化させることとなっている。

また、日常生活圏の広域化に伴い、自ずと行政課題も面的広がりを持つようになり、公共施設の一体的・効率的な整備、行政境界を越えた土地の合理的な利用など、施策における効率的・広域的視点が求められるようになっている。

こうした日常生活圏の広域化に伴う住民の生活実態にあったまちづくりや施策を進めるため にも、市町村合併を検討する必要があると考える。

(2) 少子高齢化の進行

本県の出生数は、平成7年には1万人を割り、出生率も全国最下位となっている(平成10年出生率 7.8)。こうした少子化現象は、晩婚化や晩産化、未婚率の上昇等が要因になっているものと考えられるが、少子化は当然将来の人口減少を招くことになる。

日本統計協会の予測(「市町村の将来人口」(平成9年12月))では、県内の人口5,000人未満の町村数(平成7年8町村(13.3%))は、平成27年には18町村(26.1%)、平成37年には29町村(42.0%)になり、また、人口2,000人台の町村が平成37年には8町村も出現するというような推計になっている。

また、本県の高齢化の進行のテンポは特に速く、平成10年の高齢化率は22%であるが、 平成37年にはこれが33%を超え、全国一の高齢県になるという予測がある(国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」)。

こうした少子高齢化に適切な対応をしていくための行政の体制の整備という観点からも、市 町村合併を検討する必要があると考える。

(3) 過疎化の進行

本県では、69市町村のうち過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けるいわゆる過疎市町村は、半数に近い34市町村となっている。過疎市町村の人口減少は著しく、人口構成においても、若年者比率は、昭和45年に21.2%(非過疎25.0%)であったのが平成7年には13.2%(非過疎17.2%)にまで減少し、非過疎市町村との差は拡大傾向にある。

また、高齢者比率は、昭和45年に8.2%(非過疎6.9%)であったのが平成7年には23.7%(非過疎18.1%)にまで上昇し、やはり非過疎市町村との差は拡大傾向にある。

更に、非過疎市町村の財政力指数の平均は0.48(平成10年度。加重平均)であるのに対し、過疎市町村の財政力指数の平均は0.21(同)となっており、その財政力は極めて脆弱なものとなっている。

過疎対策を、過疎市町村同士が共通課題として、あるいは都市部と連携をとりながら進めていく究極の手段として、市町村合併を検討する必要があると考える。

2 市町村の地域の将来展望

(1) 高度情報化の進展

高度情報化については、リアルタイムでの情報の提供・入手、自宅に居ながらにしての役所に対する申請や意見の提出、窓口手続を一カ所で済ませるワンストップサービス、駅やコンビニ等に端末機を設置することによる証明書発行等のノンストップサービスといった新しい窓口サービスの展開、更には遠隔診療、遠隔授業参観、住民参加型テレビ会議など、様々な分野での活用が期待されており、こうした情報化を活用したまちづくりは、若者の定着や流入にも効果を発揮するのではないかと期待されている。

本県でも現在、高速・大容量の情報通信基盤「秋田情報ハイウェイ」の整備を検討しているが、これが実現すれば、遠隔医療・病診連携・救急医療、テレビ電話を活用した在宅介護や地域コミュニケーション、生涯学習といった地域における身近な分野の情報化を支援することが

できるようになり、県民はこれまで以上に高度情報化のメリットを享受できるものと期待されている。

高度情報化の進展は、一つには、市町村にも高度情報技術を積極的に取り入れたまちづくり や施策の展開を迫ることになり、当然これを専門的に所管する組織や人材が必要となるし、ま た相当の財政負担も余儀なくさせる。今一つは、行政サービスの広域的展開を容易にし、ま た、住民も役所等との間の時間や距離を意識しなくなるということがある。

高度情報化の進展との関連では、こうした二重の意味で、市町村合併を議論する必要があると考える。

(2) 地方分権の進展

地方分権改革については、これまで地域に根ざした政策展開を阻害してきたといわれる機関 委任事務制度や国の地方に対する関与が廃止・縮小された意義は大きく、むしろ自由度を増し た市町村行政の力量が試される場面が多くなるものである。

今後、市町村における政策の立案・実施能力、財政力等の格差が、そのまま地域の行政サービスや地域活力の格差、言い換えればトータルな意味の暮らしやすさについての地域差となって現れるようになる。地方分権は、市町村にとって大変厳しいものでもあることを認識しておく必要がある。

市町村がこうした地方分権の流れをしっかりと受け止め、住民にとって望ましいまちづくり や行政サービスを展開し、真に豊かな地域社会を実現しようとするとき、必要となるのは専門 的な人材や組織、そして財政力である。市町村合併は、こうした市町村の行政体制の整備を可 能にするものであり、地方分権への適切な対応という観点からも合併に関する議論が必要であ ると考える。

3 市町村等の行財政の現状と見通し

(1) 国の財政状況の悪化

平成12年度の地方財政の財源不足額は、通常収支に係る財源不足額だけでも10兆円近くに達し、これを、地方公共団体共通の財布ともいうべき国の交付税特別会計における借入金や、地方債の増発により補てんするという構造になっている。

また、地方財政全体の借入金残高も近年急増しており、平成12年度末の国と地方合わせた借入金残高は国民総生産の129%に相当する645兆円になると予想されている。更に、平成12年4月から施行されている過疎地域自立促進特別措置法の検討過程でも目についたことであるが、近年、過疎地域や小規模町村に対する財政措置等に関し都市部の方から「手厚すぎるのではないか」という趣旨の不平・不満が出始めるようになってきており、今後は、地方が国からの財源移転に多くを頼るということはあまり期待できないと考えられる。

(2) 市町村の財政状況の悪化

県内市町村も、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は年々上昇し、平成10年度では、83.3%(単純平均。減税補てん債を経常一般財源に加えた場合は82.1%)という高い比率になっているほか、公債費負担比率も、ここ数年で大幅に上昇し、平成10年度では16.3%(単純平均)となっている。更に、将来にわたる財政負担も一貫して増加しており、平成10年度末の地方債現在高は5,764億円で、これに将来支出が義務づけられる債務負担行為額を加え、貯金ともいうべき積立金を差し引いた実質的な将来負担額は、市町村の標準財政

規模総額の1.6倍に相当する5,353億円となっている。

こうした財政の硬直化は、国の経済対策に伴い市町村が積極的な公共投資に取り組んできた ことも影響しているが、いずれにしても、地方交付税等の収入の伸びがあっても、その多くを 地方債の元利償還に充てなければならないなど、自由に使える財源は目減りする傾向にある。

いかなる施策の実現にも財源の裏付けは不可欠であり、厳しい財政状況下で市町村が住民の望む様々な施策を適切に進めていくための方策として、規模のメリットを生かす合併を検討する必要があると考える。

第3 市町村合併の効果と合併に際し懸念される事項への対応

1 市町村合併の効果

市町村合併の効果としては、次の事項が掲げられている。(「市町村の合併の推進についての指針」より抜粋)

(1) 地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

- ・広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。
- ・環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する 施策を有効に展開できる。
- ・より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が 期待できる。
- (2) 住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

- ・従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職(社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等)の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
- ・医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な 状況にある高齢者一人ひとりに応じた介護・福祉サービスを提供することが可能になる。
- ・小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様 で個性ある行政施策の展開が可能になる。
- (3) 行財政運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるととも に、総合的な行政が展開できる。

- ・総務・企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当 する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。
- ・三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの 総数が減少し、その分の経費も節減される。

- ・事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人あたりの職員数や経費が節減されるとい うスケールメリットが働く。
- ・広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域での 類似施設の重複がなくなる。
- 2 市町村合併に際し懸念される事項と対応
- (1) 市町村合併への懸念

合併を進めるうえでの障害として、次のような事項が指摘されている。(第25次地方制度 調査会「市町村の合併に関する答申」より)

- ・合併の必要性やメリットが個別・具体の事例において明らかになりにくい場合がある。
- ・合併後の市町村内の中心部と周辺部で地域格差が生じたり、歴史や文化への愛着や地域へ の連帯感が薄れるといった懸念がある。
- ・住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供ができにくくなるという懸念がある。
- ・関係市町村間の行政サービスの水準や住民負担の格差の調整が難しいこと及び市町村によっては財政状況に著しい格差がある。
- ・合併に伴い新しい行財政需要が生ずることや一定期間経過後交付税が減少する。
- (2) 懸念される事項への対応

合併特例法に規定されている各種の施策や県の支援などを有効に活用し対応する必要がある。

- ・合併の背景、利点や課題への対応などについて、できるだけ具体的でわか りやすい情報 を提供するとともに、説明会やシンポジウム等を開催する。
- ・合併を予定する市町村が連携し合同イベントを開催するなど、地域の一体性の醸成を図 る。
- ・旧市町村単位の支所や地域センター等の行政サービスの拠点を設置し、サービスの維持向 トを図る
- ・市町村建設計画策定の際に、合併後のサービス水準や負担のあり方について明確に示すと ともに、住民の意見を反映した将来ビジョンを策定する。
- ・旧市町村単位で数量的な整備目標を定めるとともに、「地域審議会」においては、その進 捗状況を検証しながら住民の意見を行政に反映できるようにする。
- ・合併特例債、合併市町村補助金等の各種制度を活用するとともに、定員管理計画を策定し その着実な執行を図るなど将来に向けた財政計画を構築する。

第4 市町村合併に関する県民意識

1 合併の必要性についての意識

県が平成11年度に一般県民(11,210人)及び行政関係者等(1,519人)に対し 実施した「市町村合併に関する意識調査」(以下「県民意識調査」という。)の結果によれ ば、住民と行政関係者等いずれにおいても、合併検討派(合併が必要又は合併を検討する必要 があるという意識の者)が合併不要派を上回っている。中でも、合併検討派が、住民では46 %であるのに対し、行政関係者等では80%近くになっている。日頃市町村の経営に携わり、 自らの市町村の実態を承知している行政関係者等の方が、住民よりもその将来に不安を抱いているということができるが、このことは、行政関係者等の不安感が住民に伝わっていないという見方をすることもできる。

市町村とそこに暮らす住民が合併を含めた地域のあり方を議論しようとするとき、大事なことは、両者が地域の現状や将来見通しについて共通認識を持つことであり、そういう意味で、首長や議員等には、日々の政策の説明もさることながら、財政状況を含めた地域の現状や課題・将来展望等を住民にわかりやすく説明していく努力が求められている。

なお、県民意識調査では、住民における合併検討派が70%を超えている町村もあれば、20%台という町村もあり、合併の必要性に関する意識の地域差も認められたことから、市町村間で合併を検討する際は、まず「何故、合併が必要か」という入口の議論を十分に尽くす必要がある。

2 広域合併に対する意識

一般的に、関係市町村数が多くなる広域合併については、実現が困難であるというイメージで捉えられ、地域で合併を検討しようとする際、早い段階でその選択肢から外されてしまうことが予想されるが、県民意識調査では、住民の「仮に合併するなら、市・郡等の規模の広域合併」という意識が顕著な地域も認められるところであり、また、広域合併は規模のメリットを始めとした様々な効果が期待できる。

広域合併の実現には相当のエネルギーを要することは当然であるが、21世紀における新たな地域づくりの枠組みとして、大いに議論をしていくことが必要である。

3 合併に対する期待と不安

県民意識調査によれば、合併に対し抱く期待と不安については、住民と行政関係者等間、あるいは地域間での差異はほとんどなく、いずれも、「経費の節減や財政力の強化」、「職員の専門化」、これらによる「新たなサービスや大規模な事業の展開」、「公共施設の効率的・一体的整備」、「福祉・環境施策の充実」等に期待する一方で、「きめ細かいサービスが受けられなくなる」、「役場が遠くなり不便」、「周辺部や農村部が取り残される」、「税金等の負担が重くなる」等といった不安を感じており、いわば期待と不安が相半ばしている。

特に、合併を検討し、あるいは合併後のまちづくりを進めていく上では、後者の不安要素について個別具体の対応を明らかにしながら理解を求める必要があると考える。

第5 広域行政の限界等

1 広域行政の限界

県内において最もポピュラーな広域行政の方式である一部事務組合は、市町村の区域を越えた広域的行政需要に対応するとともに、市町村の行政能力を補い、高度化、多様化した事務を合理的、能率的に処理するという意味では大きな成果を納めてきたが、複数の市町村等が特定の事務を持ち寄って構成する共同体であることに由来する限界は認めざるを得ない。

また、地方分権型の組合として期待される広域連合についても、一部事務組合と同様に市町 村等の共同体であることに由来する限界を克服できるものではないと考えられる。

なお、一部事務組合等については、「広域連合化や複合一部事務組合化を図り、広域的な事

務事業の実施体制の強化と総合的な実施に努める」ものとされており(地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について(平成9年11月14日自治整第23号、自治事務次官通知)の第2の11の①)、その統廃合等も課題となっている。

2 広域行政と市町村合併との関係

合併は市町村の枠組み自体を変える「市町村のあり方」の問題であるのに対し、広域行政は 市町村の事務処理の体制の問題にとどまるものである。現実問題として、今後も広域にわたる 行政課題に緊急に対応する必要が生じ、既存の一部事務組合等を活用するようなことは想定さ れるし、広域行政の積み重ねが結果として地域の結びつきを強め、合併への期待感が高まるこ とはあると思われるが、市町村をとりまく時代の潮流や広域行政の限界というものをあわせ考 えた場合、地域の課題を包括的に解決するという観点から、合併を議論していくことが必要で あると考える。

第6 市町村合併に関する国の施策

「市町村の合併の特例に関する法律」により、自主的な合併を支援するために、次の施策が講じられている。

1 住民発議制度

有権者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その市町村の長に、合併の是非も含めた事項について協議する「合併協議会」の設置を請求することができる。

その設置のためには、それぞれの市町村議会の議決が必要となるが、関係市町村の住民の代表者が、あらかじめ同一内容の合併協議会設置協議請求をすることについて都道府県知事の確認を得た上でこれをした場合に限り、関係市町村長は、設置協議にかかる議会付議の是非について意見聴取することなく、それぞれの議会に付議しなければならないこととされている。

2 合併による新市町村振興のための施策

合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に基づいて行うまちづくり建設事業又は住民の連帯強化、地域振興等のための基金の積立のうち、特に必要と認められるものに要する経費については、地方財政法第5条各号の経費に該当しなくても、地方債を起こすことができる(合併特例債)。

また、合併に伴い過疎地域から外れる場合でも、旧過疎市町村区域の過疎対策事業については過疎債の対象とすることとされている。

3 合併による旧市町村振興のための施策

合併関係市町村の協議(関係市町村の議決)により、期間を定めて、合併前市町村の区域を 単位に、地域審議会を設置することができる。地域審議会は、その区域に係る事務に関し、市 町村長の諮問に応じ答申し、必要に応じて意見を述べることができることとされている。

4 その他の特例措置

(1) 財政措置

・普通交付税の算定の特例(合併算定替)による一定の保障

- ・合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置
- ・市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置
- ・合併関係市町村間の公債費負担格差是正等のための特別交付税措置

(2) 財政以外の措置

- ・議会の議員の定数・在任に関し、一定の範囲内で議員の定数を増加するか、または、合併 関係市町村の議会の議員が合併市町村の議会の議員として在任することができる。
- ・議会の議員の退職年金に関し、合併がないとした場合当該任期中に議員退職年金の受給資格を満たすことになる者に対して、年金受給資格を付与する。

第7 市町村合併に関する県と市町村及び住民の取組み

1 県の取組み

県は、市町村を包括する地方公共団体として、全県的な合併の気運を醸成するという観点から合併に関する啓発や広域的な施策の推進を図るとともに、合併を検討しようとする地域や合併後の市町村に対する個別の支援等も積極的に進めていく必要があり、次のような措置を講ずるものとする。

(1) 合併に関する啓発等

- ・県広報、パンフレット等を利用し、合併の効果や課題、地域の一体性、合併に関する特例 制度その他合併に関する様々な情報を、わかりやすく提供する。なお、当面提供していく べき情報の例としては、参考資料に掲げるようなものが考えられる。
- ・住民(民間団体等)による合併に関する調査研究やフォーラムの開催等に対する支援として、当該経費の助成、講師の派遣・斡旋、各種資料の提供等を行う。市町村が行う調査研究やフォーラムの開催等に対しても、講師の派遣・斡旋、各種資料の提供等を行う。
- ・合併に関する全県規模又は地域別のシンポジウムやフォーラム等を開催する。
- (2) 広域的な施策の推進等
- ・ 道路や高度情報化等の基盤整備といった広域的ネットワークの形成に資する事業の積極的 推進を図る。
- ・法令等との整合性に配慮しながら、各種公共的団体の統合化を推進する。
- (3) 合併について具体的な協議等を行う市町村に対する支援
- ・合併協議会(研究会)に対し適切な助言等を行うものとする。
- ・「市町村建設計画」に県事業を積極的に位置づけるものとする。
- ・合併協議等市町村から職員の派遣(協議会等事務局への派遣)について要望があった場合 は、積極的に対応するものとする。
- (4) 合併市町村のまちづくり等に対する支援
- ・県庁内に当該合併市町村のまちづくり等に関し支援、調整するための体制を整備するものとする(プロジェクトチーム等の設置)。
- ・「市町村建設計画」に位置づけられた県事業の優先実施を検討するとともに、合併市町村 のまちづくり等に係る補助事業等を優先採択するよう努めるものとする。
- ・市制施行を目指す町村に対しては、市制施行にふさわしい市街地の形成等を図るための事

業に対する支援を行うとともに、市制施行後の生活保護事務を始めとした各種事務が円滑 に行われるよう助言、協力を行うものとする。

- ・合併市町村のエリアを踏まえ、県の各種広域行政計画におけるブロックの見直しや出先機 関の所管区域の見直し等に努めるものとする。
- ・合併市町村から職員の派遣について要望があった場合は、積極的に対応するものとする。
- ・合併市町村から県の権限の移譲(事務処理特例)について要望がある場合は、県内市町村 全体の事務処理体制を勘案しつつ、積極的に検討するものとする。
- ・合併後のまちづくりに対する県単独の包括的な財政支援については、県内市町村の意向や 合併に関する動向等を踏まえながら積極的な支援を検討していくものとする。

2 市町村に期待される取組み

市町村合併の当事者は市町村と住民であり、まず、この両者が「今、何故合併を考える必要があるか」という点で共通認識に立つとともに、市町村は、自らの地域の現状や課題、将来ビジョン等に関する情報を住民にわかりやすく提供していく必要があると考える。

こうした情報提供は、広報やパンフレット等の様々な媒体を用いて行うものと考えるが、改めて地域のあり方を議論する場として、地域座談会やシンポジウム、フォーラムを開催すること等も有益であると考えられる。

また、住民が具体的なイメージを持って合併を考えていくことができるよう、地域の枠組みに係る様々な選択肢を用意し、それぞれについて具体的なメリットや課題等を予測し、その結果を提示しながら、住民と一緒になって合併の是非を含めた地域のあり方を議論していくようなことも期待される。

こうしたことは、個々の市町村がそれぞれに実施するよりも隣接市町村と連携しながら進めるのが効果的であり(あるいは、これを広域市町村圏組合等の事業として位置づけて実施していくことも一方策であると思われる。)、地域のあり方を議論する体制の整備にも努めていく必要があると考える。

3 住民に期待される取組み

住民は、自らが地方分権時代の主役であることを深く認識し、市町村や各種団体等が主催するまちづくり等に関する座談会やフォーラムに積極的に参加したり、行政情報の入手を通じて、市町村の現状や将来の課題について関心を持ち、理解を深めていくことが求められる。

また、単に市町村等が主催する座談会等に参加するだけではなく、主体的にこうした場を企画、設定し、合併を含めた幅広い勉強をしていくことも期待される。更に、合併は、複数の市町村にまたがるテーマであることから、他の市町村の住民と、情報交換をしたり、お互いの地域が抱える課題について議論をしていくことも有益である。

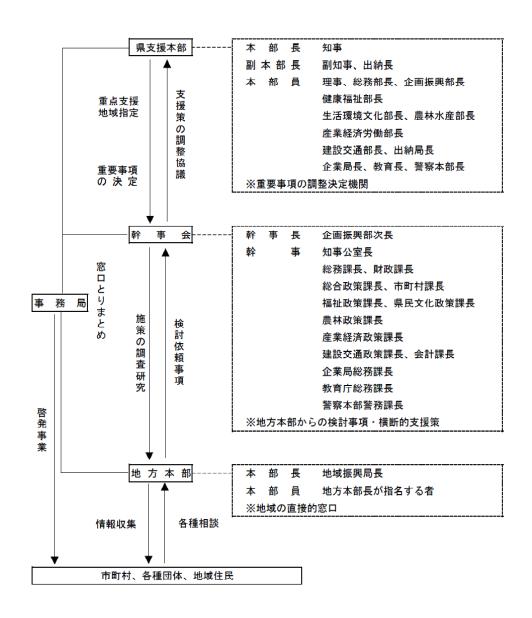
住民は、ややもすれば、合併は自らの生活には縁遠いテーマであると思いがちであるが、中 長期的にも住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、一人ひとりが、改めて地域を見つめ 直し、合併を自らの問題として捉え、市町村等と一緒になって広範な議論を展開していくこと が期待される。

3 県の支援体制

(1) 秋田県市町村合併支援本部の設置

県は、地方分権社会を踏まえて、県民が自主的・主体的な立場で21世紀の新しいまちづくりを推進しようとする気運を醸成するため、市町村合併に関する啓発や広域的な施策の推進を図るとともに、全庁体制により、合併を検討しようとする地域や合併後の市町村に対する個別支援等を積極的に進めていく必要があると考え、平成13年7月9日に知事を本部長、副知事及び出納長を副本部長とする「秋田県合併支援本部」を設置した。

秋田県合併支援本部組織図



平成15年7月15日現在

(2) 秋田県市町村合併支援プランの策定

支援プランは、「市町村合併による新しいまちづくりに対する支援本部としての支援 策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を促進し、地方の個 性ある活性化、まちづくりを実現するものである。」という趣旨のもとに平成13年12月 及び平成15年9月に策定した。

平成13年12月

資料「秋田県市町村合併支援プラン(初版)」

平成15年9月

資料「秋田県市町村合併支援プラン(改訂)」

(3) 市町村合併支援室の設置

市町村へ個別支援等を積極的に進めていくために、平成14年4月に市町村合併支援室を設置した(平成14年度11名(うち合併協議会派遣職員3名)、平成15年度21名(うち合併協議会派遣職員10名)、平成16年度17名(うち合併協議会派遣職員10名))。

(4) 具体的施策等

- ① 合併気運醸成のための情報提供
- 県民意識調査(H11年7月、H14年5月、H14年11月)

ز	県民意識調査	(H11年7月、H14年5月、H14年11月)
	実 施 時 期	平成11年7月
	調査方法	郵送
	調査対象者	一 般 県 民:11,210人(無作為、人為的修正有り)
		行政関係者等:1,519人(69市町村の首長及び全議員並びに商工会議所、
		商工会、青年会議所、農業協同組合、漁業協同
		組合、森林組合、地域婦人会及び社会福祉協議
		会の長)
	回 収 率	一 般 県 民:4,586票を回収(回収率40.9%)
		行政関係者等:918票を回収(回収率60.4%)
		計 : 5,504票を回収(回収率43.2%)
	結 果	一般県民:
	(アンケート項目中	・「合併する必要がある」又は「合併を検討する必要がある」と回答し
	「市町村合併の必要	たいわゆる合併検討派が50%以上を占めた市町村は32市町村あり、そ
	性について」)	のうち4町は合併検討派が70%以上を占めている。また、回答者全体に
		占める合併検討派は46.1%となっている。
		・一方、「合併する必要がない」と回答した者が50%以上を占めた市町
		村は7町村で、回答者全体において「合併する必要はない」と回答した
		者の割合は38.0%であった。
		・概して、市町村の将来について合併も視野に入れて検討する必要性を
		感じている者の方が合併を不要とする者よりやや多いということがで
		きる。
		行政関係者等:
		・「合併する必要がある」又は「合併を検討する必要はある」と回答し
		たいわゆる合併検討派が50%以上を占めた市町村は67市町村もあり、
		そのうち、50市町村は、合併検討派が70%以上を占めている。また、
		回答者全体に占める合併検討派は78.7%となっている。
		・一方、「合併する必要はない」と回答した者が50%以上を占めた市町
		村はわずか3市町村で、回答者全体において「合併する必要はない」と
		回答した者の割合も19.8%と低い。
		・この結果を一般県民のものと比較した場合、行政関係者等の方が合併
		検討の必要性をより強く感じているということができ、行政関係者等
		の市町村の将来に対する危機感の強さが伺える。

実 施 時 期	平成14年5月
調査方法	郵送
調査対象者	一 般 県 民:13,060人(無作為、人為的修正有り)
	行政関係者等:1,854人(66市町村の首長等及び全議員並びに商工会議
	所、商工会、青年会議所、農業協同組合、漁業
	協同組合、森林組合、婦人団体及び社会福祉協
	議会の役員等)
	※法定合併協議会設置準備中であった仁賀保
	町、金浦町及び象潟町は除く。
回 収 率	一 般 県 民:6,521票を回収(回収率49.9%)
	行政関係者等:1,399票を回収(回収率75.5%)
	計 : 7,920票を回収(回収率53.1%)
結 果	一般県民:
(アンケート項目中	・「合併する必要がある」(21.5%)と「合併を検討する必要はある」
「市町村合併の必要	(39.1%) を合わせた「合併検討派」は60.6%で、「合併する必要は
性について」)	ない」(24.9%)を大きく上回っている。
	・前回(平成11年度調査)と比較すると、「合併検討派」が14.6ポイン
	ト増加し、「合併する必要はない」が13.1ポイント減少している。
	行政関係者等:
	・「合併する必要がある」(41.8%)と「合併を検討する必要はある」
	(49.5%) 合わせた「合併検討派」は91.3%に達している。
	・前回と比較すると、「合併する必要がある」が前回の22.9%から今回
	は41.8%へとほぼ倍増している。また、「合併を検討する必要はあ
	る」と合わせた「合併検討派」が12.6ポイント増加し、「合併する必
	要はない」が12.8ポイント減少している。
	一般県民と行政関係者等の比較
	・一般県民、行政関係者等ともに、前回調査より「合併検討派」が大幅
	に増えており、意識が合併にシフトしていることがうかがえる。特
	に、行政関係者等では、「合併する必要がある」が前回よりほぼ倍増
	し(22.9%→41.8%)、一方、「合併する必要はない」がほぼ3分の1
	に減少しており(19.8%→7.0%)、合併は避けて通れないという意識
	がより鮮明になっている。

平成14年11月	
郵送	
<.	
ある」	
要はな	
する必	
ント増	

○ シンポジウム開催 (H12~H14)

市町村合併の気運を醸成するため、国を中心として平成12年度~16年度にかけて全国各地でリレーシンポジウムが行われ、秋田県では3回開催された。

平成12年度

市田	丁村台	分併を	をとも	に考える全国リレーシンポジウムin秋田~21世紀の広域的まちづくりへ~	
実	施	時	期	平成12年10月5日(木)	
開	催	場	所	秋田市(アキタニューグランドホテル)	
主			催	自治省、秋田魁新報社、全国地方新聞社連合会	
参	力	П	者	県内市町村関係者等 300人	
内			容	■基調講演	
				「市町村合併ノススメ」	
				講師:小西砂千夫(関西学院大学大学院教授)	
				■ビデオ上映	
				「みんなで考えよう宇摩の未来を!!」	
				■ パ ネルディスカッション	
				テーマ:「21世紀の広域的まちづくり」	
				パネリスト:小西砂千夫、近藤剛(秋田経済法科大学教授)、杉江宗祐(前	
				鹿角市長)、伊藤正治(秋田県観光連盟専務理事)、上杉耕二	
				(自治省行政局公務員部定員給与指導官)	
				コーディネーター:奈良年明(秋田魁新報社論説副委員長)	

平成13年度

市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001in秋田		
	~未来に引き継ぐ地域の新しい姿を考える~	
実 施 時 期	平成13年9月22日 (土)	
開催場所	大曲市 (グランドパレス川端)	
主催	日本国政府、総務省、秋田県、秋田魁新報社、全国地方新聞社 連合会、	
	21世紀の市町村合併を考える国民協議会	
参 加 者	県内市町村関係者等 300人	
内 容	■主催者あいさつ	
	泉信也(国土交通省副大臣)、寺田典城(秋田県知事)、佐藤暢男(秋	
	田魁新報社代表取締役)	
	■ビデオ上映①	
	■現況報告	
	高橋司 (大曲市長)	
	■ビデオ上映②	
	■ パ ネルディスカッション	
	パネリスト:佐藤正一郎(羽後町長)、高野昭次(大曲市助役)、秋元六郎	
	(秋田県商工会連合会専務理事) 、石塚柏(大曲商工会議所広	
	域化国際化副委員長)、富岡妙子(女性農業士)、香山充弘	
	(総務省自治財政局長)	
	コーディネーター:奈良年明(秋田魁新報社編集局論説副委員長)	

平成14年度

市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002in秋田		
	~みんなで語り、創る、新しいまち~	
実 施 時 期	平成14年9月14日 (土)	
開催場所	大館市 (秋北ホテル)	
主催	政府市町村合併支援本部、総務省、秋田県、秋田魁新報社、全国地方新聞	
	社連合会、21 世紀の市町村合併を考える国民協議会	
参 加 者	県内市町村関係者等 400人	
内 容	■主催者あいさつ	
	山内俊夫(政府市町村合併支援本部 総務大臣政務官)、千葉隆(秋田	
	県副知事)、佐々木悦男(秋田魁新報社常務取締役論説委員長)	
	■合併現況報告	
	川勝敏弘(秋田県企画振興部長)	
	■合併啓発ビデオ上映①	
	■合併体験報告	
	「大船渡市との合併に至る決断」	
	佐々木菊夫(岩手県旧三陸町長(現大船渡市参与))	

■合併啓発ビデオ上映②

■ ハ゜ネルテ゛ィスカッション

テーマ:「これからの市町村のあり方」

パネリスト:小畑元(大館市長)、佐々木尚毅(秋田桂城短期大学助教授)、

根津谷禮蔵(秋田県理事)、西村清司(総務省大臣官房審議官)、

秋元六郎 (秋田県商工会連合会専務理事)、

コーディネーター:佐々木悦男

○ 市町村合併フォーラム (H13)

主に住民と行政関係者を対象とし、県内3箇所(鷹巣町、本荘市、横手市)で開催した。

○ 知事の合併トーク (H13~H14)

知事が合併について各市町村長や議員と直接意見交換を行った。

• 平成13年度:5市町村

· 平成14年度:61市町村

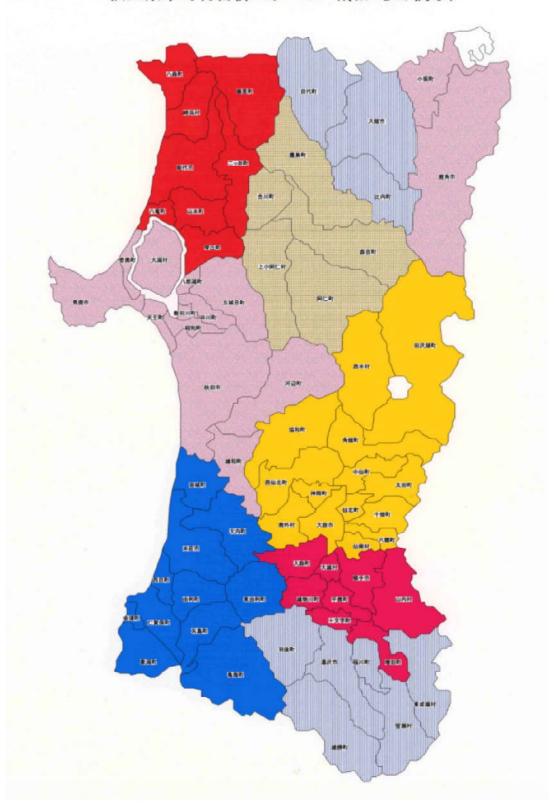
○ 合併パターン(9市)の公表(H13)

- ・ 将来とも住民サービスの維持向上を図る選択肢の中には、合併によるスケール メリットを生かした行財政基盤を確立する必要があるとして、広域市町村圏を単位とした合併パターン (9市) を、合併に関する議論の資料として例示した。また検討例として、パターンの分割及び合体例を5つ例示した。
- ・ 合併パターンの考え方

「21世紀の広域的まちづくり研究」及び旧自治省の示す合併パターンの指針を 基に以下の事項に留意した。

- ① 広域市町村圏組合や一部事務組合などで、広域的事務の共同処理が、既に幅 広く行われているなど、実積があること。
- ② 歴史的に見ても、地域の構成は充分な期間を経ており、住民の方々の地域に対する思いも一致すると考えられること。
- ③ 平成11年度の調査研究結果における結びつきの強い地域と、概ね一致していること。
- ④ 合併後の新市相互で、新たな広域圏を形成し、事務の合理化を一層図ることが可能であること。
- ⑤ 人口減少等を考慮し、権限移譲に伴う体制整備が可能な規模を目指したこと。

秋田県市町村合併パターン (県からの例示)



例示した合併パターン

- 1 市町村数 9市50町10村 計69 → 新市 9
- 2 合併方法 新設合併
- 3 新市の構成

新市名称(仮)	構成市町村	人口規模	行政面積
鹿角・小坂広域市	鹿角市、小坂町 2市町	47,000	8 8 6 k m²
大館周辺広域市	大館市、比内町、田代町 1市2町	87,000	9 1 4 k m ²
鷹巣・阿仁広域市	鷹巣町、森吉町、阿仁町、 合川町、上小阿仁村 4町1村	46,000	1, 4 1 0k m²
能代・山本広域市	能代市、琴丘町、二ツ井町、 八森町、山本町、八竜町、 藤里町、峰浜村 1市6町1村	102,000	1, 1 9 1k m²
秋田・男鹿 南秋河辺広域市	秋田市、男鹿市、五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大潟村、河辺町、雄和町2市9町1村	440,000	1, 6 9 5 k ㎡
本在・由利広域市	本荘市、仁賀保町、金浦町、 象潟町、矢島町、岩城町、 由利町、西目町、鳥海町、 東由利町、大内町 1市10町	124,000	1, 4 5 1k m [*]
大曲・仙北広域市	大曲市、神岡町、西仙北町、 角館町、六郷町、中仙町、 田沢湖町、協和町、南外村、 仙北町、西木村、太田町、 千畑町、仙南村 1市10町3村	156,000	2, 1 2 9k m
横手・平鹿広域市	横手市、増田町、平鹿町、 雄物川町、大森町、十文字町、 山内村、大雄村 1市5町2村	109,000	6 9 4 k m²
湯沢・雄勝広域市	湯沢市、稲川町、雄勝町、 羽後町、東成瀬村、皆瀬村 1市3町2村	82,000	1, 2 2 6k m

※ 人口は、平成12年10月1日現在

- ・ 合併パターンの分割例
- 1 市町村数 9市50町10村 計69 → 9パターン+5検討例 計14
- 2 新市の構成

	新市名称(仮)	構成市町村	人口規模	行政面積
1	連角・小坂広域市	鹿角市、小坂町 2市町	47,000	8 8 6 k m²
② 7	大館周辺広域市	大館市、比内町、田代町 1市2町	87,000	9 1 4 k m²
35	鷹巣・阿仁広域市	鷹巣町、森吉町、阿仁町、 合川町、上小阿仁村 4町1村	46,000	1, 4 1 0 k m²
	⑩ <u>大館周辺・鷹巣</u> <u>・阿仁広域市</u>	(大館周辺・鷹巣・阿仁広域)	133,000	<u>2,328k m</u> ²
④ 角	能代・山本広域市	能代市、琴丘町、二ツ井町、 八森町、山本町、八竜町、 藤里町、峰浜村 1市6町1村	102,000	1, 1 9 1 k m [*]
	火田・男鹿 有秋河辺広域市	秋田市、男鹿市、五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大潟村、河辺町、雄和町2市9町1村	440,000	1, 6 9 5 k m²
	⑪男鹿南秋広域市	男庭市、五城目町、昭和町、 八郎潟町、飯田川町、天王町、 井川町、若美町、大潟村	103,000	<u>789k m</u> ²
	⑫秋田河辺広域市	秋田市、河辺町、雄和町	<u>337,000</u>	<u>906k m</u> ²
6 2	 本主・由利広域市	本荘市、仁賀保町、金浦町、 象潟町、矢島町、岩城町、 由利町、西目町、鳥海町、 東由利町、大内町 1市10町	124,000	1, 4 5 1k m²
⑦ ź	大曲・仙北広域市	大曲市、神岡町、西仙北町、 角館町、六郷町、中仙町、 田沢湖町、協和町、南外村、 仙北町、西木村、太田町、 千畑町、仙南村 1市10町3村	156,000	2, 1 2 9k m
	③北浦広域市	角館町、田沢湖町、中仙町、 西木村	45,000	<u>1, 1 7 3k m</u> ²
	①大曲仙北広域市	大曲市、神岡町、西仙北町、 六郷町、協和町、南外村、 仙北町、太田町、千畑村、 仙南村	111,000	<u>9 5 6k m</u> ²
⑧村	黄手・平鹿広域市	横手市、増田町、平鹿町、 雄物川町、大森町、十文字町、 山内村、大雄村 1市5町2村	109,000	6 9 4 k m²
93	易沢・雄勝広域市	湯沢市、稲川町、雄勝町、 羽後町、東成瀬村、皆瀬村 1市3町2村	82,000	1, 2 2 6k m

※ 人口は、平成12年10月1日現在

○ 合併出前講座 (H13~H16)

市町村の議会議員、職員、住民等の要請により県職員が情報提供を実施した。

平成13年度:75回平成14年度:147回平成15年度:27回平成16年度:11回

○ 情報提供(H13~)

住民が市町村合併を身近に考えることができるような情報提供を実施した。

- ・ リーフレット等による情報提供①、②、③
- ・ 市町村間の主なサービス・公共料金等の比較資料の提供
- · 合併に関するQ&A (懸念事項等に対する考え方等) の提供
- ・ ホームページの充実

○ トップセミナー (H14)

平成14年5月15日 (水) 及び16日 (木) の両日に、市町村関係者を対象としたトップセミナーを開催した。

ファビスケーを開催した。		
市町村合併トップセミナー		
実 施 時 期	平成14年5月15日 (水)	
開催場所	秋田県庁第二庁舎8階大会議室	
主催	秋田県市町村合併支援本部	
参 加 者	市町村長、正副議長、県議会議員等 240人	
内 容	■あいさつ	
	寺田典城 (秋田県知事)	
	■講演①	
	「分権時代の市町村のあり方~今、なぜ合併が必要なのか~」	
	講師:森田朗(東京大学大学院教授)	
	■講演②	
	「北上市における合併の経緯と特徴」	
	講師:高橋盛吉(株式会社北上オフィスプラザ代表取締役社長、前北上市長)	
実 施 時 期	平成14年5月16日 (木)	
開催場所	秋田県庁第二庁舎8階大会議室	
主催	秋田県市町村合併支援本部	
参 加 者	市町村の合併担当課長・職員等 220人	
内 容	■あいさつ	
	川勝敏弘(秋田県企画振興部長)	
	■事例発表	
	「大船渡市と旧三陸町における合併の取組み」	
	講師:新沼秀人(大船渡市総務課課長補佐)	
	江刺雄輝 (大船渡市活力推進課係長)	
	•	

■講演

「合併実務から市町村合併の本質が見える」

講師:小西砂千夫(関西学院大学大学院教授)

② 合併協議の枠組みづくり等の支援

○ 知事、部長の市町村への直接訪問 (H15~H16)

③ 合併協議の円滑な運営支援

○ 市町村合併研修会及び実務担当者研修会(H15) 平成15年6月6日(金)に市町村長、議員及び関係職員を対象とする研修会を開催 した。

0700			
市町村合併研修会	市町村合併研修会		
開催場所	秋田県庁第二庁舎8階大会議室		
参 加 者	市町村長、県・市町村議会議員、県・市町村関係職員等 280人		
内 容	■あいさつ		
	川勝敏弘(秋田県企画振興部長)		
	■講演		
	「市町村合併、地方自治制度を巡る最近の情勢について」		
	講師:岡本誠司(総務省自治行政局市町村課課長補佐)		
市町村合併実務担	当者研修会		
開催場所	秋田県庁第二庁舎8階大会議室		
参 加 者	県・市町村関係職員等 280人		
内 容	■あいさつ		
	加藤和隆(秋田県企画振興部市町村課市町村合併支援室長)		
	■講演		
	「合併協議に関する事務について」		
	講師:上野健(山梨県総務部主幹)		

○ 合併協議会委員セミナー (H15)

平成15年9月1日(月)に合併協議会関係者を対象としたセミナーを開催した。

市町村合併協議会委員セミナー		
所	秋田県庁第二庁舎8階大会議室	
者	合併協議会委員、事務局職員等 185人	
容	■あいさつ	
	小林憲一(秋田県企画振興部長)	
	■講演	
	「市町村合併の意義と課題」	
	講師:真山達志(同志社大学教授)	
	■合併体験報告	
	「山県市誕生への道のり」	
	所者	

酒向隆 (岐阜県山県市助役)

■体験発表

「合併協議に参加して」

遠藤トミ子 (仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会学識経験者委員)

佐藤忠悦 (")

○ 合併協議会事務局員連絡会議 (H15~H16)

・ 平成15年度:6回・ 平成16年度:4回

○ 共同研究、重点支援地域市町村、合併協議会への補助制度創設(H13~H17)

名称	共同研究等支援事業費補助金(H13年9月創設)		
補助事業者	市町村合併重点支援地域の指定を目指す、複数の市町村で構成する研究		
	숙		
補助事業対象	共同で行うことにより市町村合併の気運の醸成に資すると認められる事		
	業(事業費総額が500,000円以上に限る)		
	※直接補助事業に充てられない経費は対象としない		
	※先進地事例調査のみの場合は補助対象としない		
補 助 率	2分の1以内		
補助限度額	1 研究会につき1,000,000円		
実 績	H13年度:1件 H14年度:6件 H15年度:3件		

名称	重点支援地域指定市町村支援事業費補助金(H13年9月創設)		
補助事業者	市町村合併重点支援地域の指定を受けた、市町村の任意協議会(名称・		
	委員構成等は問わない)		
補助事業対象	市町村合併の推進に資すると認められる事業		
	※重点支援地域の指定があってから1年以内に行う事業に限る		
	※直接補助事業に充てられない経費は対象としない		
	※法定協議会設置後に、本補助金を申請することはできない		
	※任意協議会として本補助を申請後、事業終了前に法定協議会に移行		
	した場合にあっては、法定協議会設置前に任意協議会において発注		
	した事業は補助対象とする		
	※先進地事例調査のみの場合は補助対象としない		
補 助 率	10分の10		
補助限度額	1任意協議会につき5,000,000円(重点支援地域指定から1年以内であれ		
	ば、2年度に分割することも可能)		
実績	H14年度:7件 H15年度:11件		

名 称	法定合併協議会支援事業費補助金(H14年5月創設)
補助事業者	法定合併協議会
補助事業対象	法定合併協議会の運営に資すると認められる事業
	※国の合併補助金の対象経費を除いた事業費に対して補助する
	※直接補助事業に充てられない経費は対象としない
補 助 率	10分の10
補助限度額	1 法定協議会につき 5,000,000 円 (複数年度に分割することも可能)
実 績	H15 年度:9 件 H16 年度:8 件 H17 年度:3 件

○ 合併協議会へ県職員の派遣 (H14~H16)

H14年度:3人H15年度:10人H16年度:10人

④ 合併推進事業・合併特例事業への適切な対応

地域の意向を踏まえながら、合併推進事業として重点支援地域市町村の連携による 合併前の公共施設整備、道路整備、ネットワーク整備、重点支援地域市町村において 県が行う道路等整備や合併市町村が建設計画に基づいて行う合併特例事業について、 適切に対応した。

○ 合併支援道路整備事業の推進 (H16~)

H16年度:15地区H17年度:21地区H18年度:22地区

○ 合併推進債、合併特例債への指導・助言 (H15~)

合併推進債

H15年度:11事業H16年度:40事業H17年度:9事業

○ 合併特例債

・ H17年度:65事業・ H18年度:90事業

⑤ 合併後のまちづくり支援

合併市町村で必要となる公共的施設整備や基金の財源について、市町村振興資金制度の枠組みに新たに特例措置を設けたほか、合併市町村が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行う取り組みを支援するため、交付金制度を創設した。

なお、平成11年4月1日から平成18年3月31日までの間に合併をしなかった自立市町村についても、市町村振興資金制度の枠組みに新たに特例措置を設けた。

○ 市町村振興資金貸付(特例措置H16~)

名 称	市町村振興資金特例措置制度	
貸付対象	合併市町村(H16年2月創設)	自立市町村(H18年3月創設)
充当事業対象	・建設計画(まちづくり計画)に基	・自立計画に基づく事業の財源
	づいて行う公共的施設の整備事業	・まちづくりのために必要な事業
	又は基金積立の財源	等で知事が必要と認めるもの
	・公共的施設の整備事業で知事が必	
	要と認めるもの(合併関係市町村	
	も対象)	
貸付条件	·貸付利率 無利子	
	・貸付期間 15年以内(2年据置含む。	。)
	· 償還方法 元利均等年賦償還	
	・延滞利息 延滞元利金に年10.75%	の割合を乗じて計算した額
実 績	H16年度:12市町村	H18年度:10市町村
	H17年度:7市町村	
	H18年度:7市町村	

○ 合併市町村特例交付金制度 (H16~)

	A DV Limited for the Artista Constant B Arms	
名称	合併市町村特例交付金制度(H16年4月創設)	
交 付 対 象	合併市町村(合併特例法の適用を受けて合併した市町村)	
充当事業対象	・建設計画(まちづくり計画)に記載されている事業	
	・その他合併市町村が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊か	
	な地域を形成するために行う事業	
交付金額等	交付金の限度額=2億円×合併関係市町村数	
	※合併年度又はその翌年度から5年間均等分割で交付	
実 績	H16年度:2市町村 H17年度:14市町村 H18年度:15市町村	

○ フォローアップ調査の実施 (H17~)

平成17年度:12市町平成18年度:3市町